

第 2 4 号議案

東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東大和市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第55条」の次に「又は第55条の2」を加え、同条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- （5）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。